

聖籠町入湯税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二十二号

聖籠町入湯税条例等の一部を改正する条例

(聖籠町入湯税条例の一部改正)

第一条 聖籠町入湯税条例(平成十年聖籠町条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過するときにおける日本銀行法(平成九年法律第十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」「を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改める。

(聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第二条 聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和四十二年聖籠町条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「この」を「同項の」に、「前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に四パーセントの割合を加算した割合」を「各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）」に、「を下回る場合は、当該下回る割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改める。

（聖籠町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第三条 聖籠町後期高齢者医療に関する条例（平成二十年聖籠町条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業

手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中において、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改める。

（聖籠町介護保険条例の一部改正）

第四条 聖籠町介護保険条例（平成十二年聖籠町条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中において、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨て

る。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改める。

（聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正）

第五条 聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例（平成十六年聖籠町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（督促等）

第十七条 前条第二項に定める納期限までに家賃を納付しない者に対する督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和四十二年聖籠町条例第二十号）の定めるところによる。

（聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第六条 聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例（平成十年聖籠町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「延滞金の」の下に「年十四・五パーセントの割合及び」を加え、「この」を「同項の」に、「前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に四パーセントの割合を加算した割合」を「各年の特例基準割合（当該年

の前年に租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。」に、「を下回る場合は、当該下回る割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の聖籠町入湯税条例、聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例、聖籠町後期高齢者医療に関する条例、聖籠町介護保険条例、聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例及び聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。